

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問02（情）第2号）

### 第1 審査会の結論

- 1 広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。
- 2 実施機関が本件審査請求の対象となった行政文書を特定した上で当該行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。
- 3 実施機関が本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和2年1月6日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「乗車積載方法違反・運転者の視野を妨害する積載」とする経緯・判断の問題に関して、「8月3日付と9月10日付で《公開質問》等とする標記の件に係る対応がない中で、どのような法的根拠ならびに規定・基準・規程等によって、なぜ6000円の交通反則告知書なのか、などの疑問等を解消すべく法に基づき《情報公開請求・個人情報開示請求》」するとして、次の行政文書の開示の請求（原文ママ）を行った。（以下（1）の請求を「本件請求1」、（2）の請求を「本件請求2」、（3）の請求を「本件請求3」といい、本件請求1から本件請求3までに係るものの請求を「本件請求」と総称する。）

- （1）憲法で保障されている【表現の自由】を侵す事案であるとする見方との関係で、道路交通法違反を優先・下位法から判断できる整合性・論理性・法理性の分る資料等（以下「本件請求文書1」という。）
- （2）警察管内の不祥事、例えば一般市民への暴行、盗撮行為、万引きなどと、広島県警による8000万円紛失問題などの事件が多発し内部問題を露呈させているが、その反省・整理・再発防止策・二度と過ちをしないなどと市民との信頼関係を取り戻す内実の分る資料等（以下「本件請求文書2」という。）

- (3) ○○○○・衆議院議員の60キロオーバーのスピード違反教唆の問題解決の分る資料等（以下「本件請求文書3」という。）

## 2 本件請求に対する決定

### (1) 本件請求1について

実施機関は、本件請求1に対し、本件請求文書1を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、令和2年2月5日付けで審査請求人に通知した。

### (2) 本件請求2について

実施機関は、本件請求2に対し、次の行政文書を特定し、条例第10条第6号に該当する情報が記載されていることを理由に行政文書部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、令和2年2月5日付けで審査請求人に通知した。

ア 職務倫理の保持及び基本に徹した留置管理業務等の推進について（平成29年2月9日付け警察本部長通達。以下「本件対象文書1」という。）

イ 非違事案の絶無に向けた取組の強化について（令和元年8月16日付け警務部長通達。以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2を「本件対象文書」と総称する。）

### (3) 本件請求3について

実施機関は、本件請求3に対し、本件請求文書3の存否を答えると、条例第10条第2号及び第4号に定める不開示情報により保護されるべき利益を損なうこととなるとして、条例第7条第2項及び第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分3」といい、本件処分1から本件処分3までを「本件処分」と総称する。）を行い、令和2年2月5日付けで審査請求人に通知した。

## 3 審査請求

審査請求人は、令和2年2月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を

行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

- (1) 別件で行っている「公開質問状」と「不服申立」に回答・対応すべきとする審査・判断等を求める。
- (2) 本件処分2に係る行政文書部分開示決定通知書における「開示しない部分及びその理由」については、無効であり不当・不正・不法であり全部公開とする審査・判断を求める。
- (3) 本件処分1及び本件処分3に係る行政文書不存在通知書における「行政文書を保有していない理由」については、無効であり不当・不正・不法であるとする審査・判断を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、突然の反則金支払いの督促の理由に対して、「どのような内容の通報であったか」の疑念も晴らせず、「運転を妨害していない」と主張しても聞き入れられず、「安倍政権ヨ違憲・イケン！」とする政治的掲示物だからではないか、などと反論した。それらに対して回答もなく対応も適切でなかった。さらに明確な判断基準・法的根拠も示さないの、理解と納得ができない政治的弾圧での反則金支払いは、不当・不正・不法であるとする審査を求める。
- (2) 「部分開示」「不存在」とするそれぞれの理由については、判断基準が不明確で故意的・過失的な作為あるいは不作為が入り込む余地を多分に内在させているとみる。しかも情報公開制度の本来的意義である県民・住民に向けての日本国憲法（以下「憲法」という。）の規定にある「知る権利」あるいは「情報へのアクセス権」を保障しようとする行政行為には及ばず、正しい情報の提供と適切な対応等をなし得ていないとみる。ゆえに警察行政に対する不信・疑念・疑惑を増幅させる結果となっているので、請求人・県民・住民に向けて理解と納得できる適正な法的根拠・判断基準の下で、厳正な手続と方法・手順による真っ当な解釈・判断

をもって審査を求める。

- (3) 本件処分1について、憲法あるいは警察法（昭和29年法律第162号）等の規定に該当せず、故意・過失・作為・不作為による違憲性・違反性・違法性があるとの審査を求める。

審査請求人が、運転において「障害・妨害ではない（邪魔になっていないから運転できる）」と言い続けても「道路交通法違反である」とする一点張りである。

この対立軸以外の要素（上位法である憲法判断ではどうか）で見れば、「表現の自由を侵害する」とする見方・捉え方・判断の仕方をするのである。つまり対立軸を、憲法から解釈・判断する根拠・事由から問うていくことになり「表現の自由の侵害であり、検閲に当たる」としてきた。それが明らかにされない限りは理解と納得ができないのである。

- (4) 本件処分2について、警察内部におけるさまざまな不祥事あるいは8,000万円以上の紛失事件などについては、具体的な反省・整理・再発防止策あるいは「二度と過ちを繰り返さない」とする証拠もあり証明できる事例からの解釈・判断をもって審査を求める。

「開示しない部分」にみる「警察電話番号」の「不開示理由」とする「警察事務の適正な遂行に支障を及ぼす」とする危惧については、具体的事例をもって判断・解釈できる審査を求める。

それぞれの「通達」と「部分開示」にあつて、なぜ該当し有効であり適切・適正・適法であるとしたか、との解釈・判断をもって審査を求める。

この「通達」だけでは「警察官内の不祥事……その反省・整理・再発防止策、二度と過ちを繰り返さないなどと市民との信頼関係を取り戻す内実」にはなっていないのではないか。この「通達」後においても、さまざまな不祥事・非違事案が惹起しているからである。しかも、「有効期間5年」として「暴力団組員と交際し、情報を漏えいする行為…過度のギャンブル…」などを、本当に撲滅できるとは、到底思えない。

- (5) 本件処分3については、憲法あるいは警察法等の規定に該当せず故意・過失・作為・不作為による違憲性・違反性・違法性があるとの審査を求める。

国会議員であり元〇〇大臣・〇〇〇〇は、「個人」としての60キロオーバーのスピード違反運転教唆なのかも問われねばならない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 事案の経過

###### (1) 開示請求

審査請求人は、令和2年1月6日付けで、「情報公開請求・個人情報開示請求」と題する書面を、広島県警察情報公開センター宛てに郵送し、実施機関は、同センターにおいて、令和2年1月8日に当該書面を受理した。

###### (2) 請求内容の補正

審査請求人から郵送された文書内に記載された請求事項のほとんどは、審査請求人が道路交通法（昭和35年法律第105号）違反として検挙された事案に関して、行政文書開示請求又は自己情報開示請求を行っているとは判断できたが、自己情報開示請求を行うのに必要な本人確認書類の添付はなかった。

しかし、全ての請求事項を何人でも行える行政文書開示請求と捉えると、審査請求人に関する行政文書であったとしても、当該文書が存在するか否かを答えるだけで、特定人についての交通違反事実の有無を答えることとなり、条例第10条第2項に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する結果となる。

よって、審査請求人の道路交通法違反に関する請求事項については、自己情報開示請求とする記載例を示し、令和2年1月14日付けの補正書を審査請求人に郵送した。

その結果、審査請求人は、新たな令和2年1月28日付けの行政文書開示請求書により、上記第2の1（1）から（3）までに関して行政文書開示請求とする補正を行った。

##### 2 本件請求に対する処分の内容

(1) 本件請求 1

本件請求文書 1 は，作成又は取得していないことから，本件処分 1 を行った。

(2) 本件請求 2

本件請求 2 については，広島県警察職員が起こした非違事案に伴い，再発防止策等を記載した文書を検索した結果，本件対象文書を特定した。さらに，本件対象文書中，警察電話番号を開示することとなると，警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由として不開示とし，本件処分 2 を行った。

(3) 本件請求 3

本件請求文書 3 は，特定人における犯罪行為に対する捜査事実が記載されたものとなり，その存否について答えることは，特定人の犯罪行為に対する捜査事実を明らかにすることとなるため，本件処分 3 を行った。

### 3 弁明の理由及び審査請求人の主張に対する弁明

(1) 本件処分 1 について

道路交通法の目的は，同法第 1 条に規定されているとおり，道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図り，及び道路の交通に起因する障害の防止に資することであり，警察は当該目的を達成するため，同法を根拠に交通違反検挙活動を行っている。

憲法第 21 条には，表現の自由が規定されているが，これは，方法や手段などを問わず，いかなる表現の自由も許される訳ではなく，公共の福祉による制約を受けると解される。

審査請求人が「表現の自由」であると申し述べる表現方法が，道路交通法に違反している場合であれば，その行為は個人の生命，身体及び財産を脅かす行為となり得るため，公共の福祉に反し，「表現の自由」は制限される。その場合，警察は，当然に個人の生命，身体及び財産を保護するため，道路交通法に基づき取締りを行うこととなり，憲法の下位法である道路交通法を優先・判断できる理由を記載した行政文書を作成する必要はない。

また，審査請求人の主張は，本件処分 1 の判断を左右するものではない。

## (2) 本件処分2について

### ア 行政文書開示請求の目的

条例では、第1条に規定されているとおり、県が県政に関し県民に説明する責任を全うするよう努めるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的として、県民の行政文書開示請求権が定められており、条例の実施機関となる広島県警察においても、条例第10条各号に規定された不開示情報を除き、原則開示の考え方のもとで開示判断を行っている。

### イ 警察職員の非違事案に対する対応

警察職員は、警察法第2条に規定された「警察の責務」を全うするため、高い倫理観が求められており、組織を挙げて非違事案防止対策に取り組んでいる。

非違事案が発生した際は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項及び広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令に基づき、関係職員の懲戒処分を行うことはもとより、非違事案の原因や背景を分析した上で再発防止対策を講じている。

特に重大な非違事案に関しては、広島県警察本部長又は警務部長から再発防止対策が通達され、全警察職員が再発防止対策を徹底することにより、県民の信頼回復に努めている。

### ウ 本件対象文書の特定の経緯

本件請求文書2は、本県警察職員が起こした非違事案に伴い、再発防止対策等を記載した文書と解し、文書の検索をした結果、本件警察職員の情報漏えい事案に関して通達された本件対象文書1と本県警察職員の盗撮事案に関して通達された本件対象文書2を特定した。

なお、通達の保存期間は、発生した非違事案の重大性等に鑑み設定していることから、必ずしも一律ではなく、最短では1年となり、現存する通達は2本であった。

### エ 不開示とした理由

警察電話番号は、一般に公表していない内線電話番号で、警察内部における連絡・調整に使用しているものであり、使用者

は原則として警察職員に限られている。一般電話回線等からの電話については、電話交換室を介して厳格に運用しているものである。

警察電話番号を公開することは、警察の捜査及び事務を妨害しようとする者が電話をかけ続ける等の妨害が行われたり、取締り等に対する抗議や苦情等が集中するなど、警察内部での連絡・調整事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

警察電話番号を、警察職員ではない部外者に対して教示することがあるが、これは警察電話番号を公表しているということではなく、業務に関わりがある、あるいは業務に関する質疑や問合せ等を行う必要がある県民等に対して、利便性を考慮し、必要性を認めて明示しているものである。

よって、警察電話番号については、不開示としたものである。  
オ 審査請求人の主張に対する弁明

本件対象文書は、具体的な再発防止対策を記載し、全職員に通達したものであり、審査請求人の主張は、本件処分2の判断を左右するものではない。

### (3) 本件処分3について

#### ア 存否応答拒否制度について

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益などを侵害することがあり得る。

条例においても、存否応答拒否制度は、条例第13条で「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

#### イ 不開示とした理由

(ア) 条例第10条第2号に該当する理由



本件請求3は、特定人の犯罪事実を示す行政文書を含むものとして行われているが、特定人が行った犯罪事実は、同人の個人情報となり条例第10条第2号で規定された不開示情報である。

そのため、本件処分3においては、不開示（存否拒否）理由として、条例第10条第2号で規定された個人情報を保護するためとしているが、これは、事実として特定人の犯罪事実を記載した行政文書の存在があるからということではなく、不開示（存否拒否）の理由として、実際に特定人の犯罪事実を記載した行政文書がある時は条例第10条第2号を明記し、ないときは明記しないとすれば、結果として、当該不開示情報の記載の有無により、特定人の犯罪事実を記載した書面の有無を明らかにすることとなるからであり、対象とする行政文書が特定人の犯罪事実を含むものとして行われた開示請求であれば、一律に保護すべき不開示情報である。

(イ) 条例第10条第4号に該当する理由

本件請求文書3の有無を明らかにすることにより、特定の犯罪行為に対する捜査事実の有無を明らかにすることとなる。

これを明らかにすると、犯人など関係者が、警察の事件把握状況、捜査状況及び捜査手法等を知り、罪証隠滅や逃走等捜査に対する対抗措置をとるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがある。

ウ 審査請求人の主張に対する弁明

本件請求3のように、本件請求文書3が特定人の犯罪事実を含むものとして行われている場合は、本件請求文書3の有無に関わらず、保護すべき不開示情報として条例第10条第2号及び情報公開条例第10条第4号を明記して、存否応答拒否を行っているものであり、本件請求文書3を「作成又は取得していない」あるいは「している」という事自体が回答できないものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分1の妥当性について

#### (1) 本件請求1の捉え方について

本件請求文書1は、「憲法で保障されている【表現の自由】を

侵す事案であるとする見方との関係で、「道路交通法違反を優先・下位法から判断できる整合性・論理性・法理性の分る資料等」に関する行政文書である。

ここにいう「道路交通法違反を優先・下位法から判断できる」とは、憲法で保障する表現の自由よりも、憲法の下位法である道路交通法を優先して交通違反等を取り締まることができるという審査請求人の解釈であり、「整合性・論理性・法理性の分る資料」とは、この解釈について筋道立てて説明されている行政文書と捉えることができる。

## (2) 本件処分1の妥当性について

憲法は、国の最高法規であって、憲法に反する内容の法律は制定できないものである。

そうすると、道路交通法違反事案において、実施機関は、憲法の下位法である道路交通法を優先するのではなく、憲法に適合するように道路交通法を適用し、違反と判断した事案を検挙するものと認められる。

したがって、実施機関が、本件請求文書1を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分1を行ったことは妥当である。

## 2 本件処分2について

### (1) 本件対象文書の特定の妥当性について

#### ア 本件請求2の捉え方について

本件請求文書2は、「警察管内の不祥事、例えば一般市民への暴行、盗撮行為、万引きなどと、広島県警による8000万円紛失問題などの事件が多発し内部問題を露呈させているが、その反省・整理・再発防止策・二度と過ちをしないなどと市民との信頼関係を取り戻す内実の分る資料等」に関する行政文書である。

ここにいう「警察管内の不祥事」とは、実施機関の警察職員による不祥事を指すと認められる。

次に、「例えば一般市民への暴行、盗撮行為、万引きなどと、広島県警による8000万円紛失問題などの事件が多発し内部問題を露呈させているが」とは、実施機関が様々な内部問題を露呈

させている，との審査請求人の見解が述べられたものである。

そうすると，「その反省・整理・再発防止策・二度と過ちをしないなどと市民との信頼関係を取り戻す内実の分る資料」とは，実施機関の警察職員による不祥事が生じた際に，市民との信頼関係を取り戻すため，その再発防止対策等を記載した行政文書を指すと考えられる。

したがって，実施機関が，上記第4の3（2）ウのとおり，本件請求文書2を，「本県警察職員が起こした非違事案に伴い，再発防止対策等を記載した文書」と解したことは，妥当である。

そこで，当審査会において本件対象文書を見分したところ，本件対象文書は，いずれも，実施機関の警察職員が起こした非違事案に関連し，職務倫理の保持等について通達したものであった。

よって，実施機関が本件請求2の対象となる行政文書として本件対象文書を特定していることは，妥当である。

#### イ 本件対象文書以外の対象文書の有無について

警察職員が非違事案を起こした際に，再発防止対策等を記載した文書の作成を義務付けるものとして，非違事案発生時における事務処理マニュアル，あるいは非違事案発生に伴う再発防止対策等に係る文書作成の基準等の有無について，当審査会から実施機関に確認したところ，そのようなマニュアル及び基準等はなく，文書を作成するかどうかは，事案の重大性や内容等により決定しているとのことであった。

次に，実施機関は上記第4の3（2）ウのとおり，通達の保存期間は必ずしも一律ではない旨を説明しているため，当審査会において，実施機関の文書管理規程である広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令（平成14年本部訓令第4号。以下「訓令」という。）を見分したところ，訓令第11条に「文書等には，別表に定めるところにより，保存期間を定めなければならない。」と規定されており，別表により，通達はその効力期間に応じて文書の保存期間を定めることとなっていることを確認した。

そこで，通達の効力期間はどのようにして決定されるのか実施機関に確認したところ，当該文書を作成する事務所管課にお

いて、その内容等により決定するとのことであった。

また、本件請求文書2に関する通達等の事務所管課（警務部監察官室）において、保有するもの全てを対象として本件請求文書2を探索し、その中から本件対象文書を特定したとのことであった。

以上の実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

さらに、当審査会において、実施機関の主張する通達以外の文書で本件請求文書2に該当するものがないか検討し、議会への提出資料等について探索したが、非違事案に伴う再発防止対策等について記載された行政文書の存在は認められなかった。

ウ 以上のことから、実施機関が本件請求文書2として本件対象文書を特定したことは妥当である。

## (2) 本件対象文書における不開示情報該当性について

### ア 条例第10条第6号について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「おそれ」の程度は、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

### イ 別の審査請求事案における当審査会の答申について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の担当部署欄に記載された警察電話番号が不開示となっていた。

当審査会は、警察電話番号について、別の審査請求事案の答申（諮問28（情）第16号（平成30年6月19日答申））において、次の理由を挙げて、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると判断している。

(ア) 警察法第2条第1項において「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当るこ

とをもってその責務とする。」旨規定されている。

(イ) 警察電話は、警察の連絡・調整事務のために使用するもので、使用者は原則として警察職員に限られており、一般電話回線等からの架電も交換室を介してのみ可能とされているなど、厳格に運用されている。

(ウ) 実施機関においては警察電話番号を部外者に対して明示することもあるが、それは、当該部外者との関係や必要性を考慮し、一定の場合に限って行われている。

(エ) 上記のような実施機関における警察電話の運用実態や、取締りや許認可等、県民の権利利益に影響を及ぼす警察業務の特殊性に鑑みると、警察電話番号を公にすると、警察の捜査や事務を妨害する目的で電話をかけ続けるといった行為等によって、警察電話本来の使用目的である警察の業務上の連絡・調整事務に著しい支障を及ぼすこととなり、警察業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問実施機関の説明は首肯できる。

ウ 上記の判断は、本件対象文書における警察電話番号の取扱いにおいても異なるところはないため、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして、実施機関が警察電話番号を不開示としたことは妥当である。

### 3 本件処分3について

#### (1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

そして、本件請求文書3について、実施機関は、存否を答えるだけで条例第10条第2号及び第4号に規定する不開示情報を開示することとなるとしている。

## (2) 本件処分3の妥当性について

### ア 条例第10条第4号について

条例第10条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている行政文書を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

なお、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

### イ 本件請求3の捉え方について

本件請求3は、「〇〇〇〇・衆議院議員の60キロオーバーのスピード違反教唆の問題解決の分る資料等」に関する行政文書の開示を請求しているものである。

ここにいう「〇〇〇〇・衆議院議員の60キロオーバーのスピード違反教唆」とは、令和元年10月5日、県内高速道路において、〇〇〇〇衆議院議員を乗せた車両がスピード違反をしたとされる一部報道に基づく事案（以下「本件事案」という。）と考えられる。

次に、「問題解決の分る資料」とは、本件事案が事実であること、すなわち犯罪事実があることを前提に、本件事案が記載された何らかの行政文書と考えられる。

そうすると、本件請求文書3の存否を答えると、特定の犯罪

行為に対する捜査事実の有無について情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになり、当事者等がその捜査事実の有無を知った際に、罪証隠ぺい等、捜査への対抗措置をとるおそれがあることは否定できない。

したがって、本件請求文書3の存否に関する情報は、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があるものと認められる。

以上のことから、本件請求文書3の存否を答えることは、条例第10条第4号の不開示情報を公にすることとなるため、同条第2号の該当性について判断するまでもなく、条例第13条の規定により本件請求3を拒否した本件処分3は、妥当である。

#### **4 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### **5 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
2 . 7 . 8	・ 諮問を受けた。
3 . 1 . 26 (令和2年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 2 . 26 (令和2年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 3 . 18 (令和2年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 4 . 27 (令和3年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 5 . 31 (令和3年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 6 . 28 (令和3年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。



参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第1部会】

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院准教授